

# 伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

H29・2・28版

## 〈質問項目一覧〉

### 第1 対象者と利用手続き・・・4p

- 問1 予防給付と総合事業を利用する場合は介護予防サービス計画によりサービスの提供を行うが、訪問介護・通所介護は総合事業のサービスコードを使うという理解でよいか。
- 問2 事業対象者は「総合事業の対象者」という意味か。

### 第2 伊万里市訪問介護相当サービス・伊万里市通所介護相当サービス

#### 1 事業所の指定・・・5p

- 問1 みなし指定の時点（平成27年4月1日）では他市町村の利用者がいなかった場合、他市町村の指定は受けていないという認識でよいか。また、その場合、今後他市町村の利用者を受け入れることになった場合に、当該市町村に新規申請を行わなければならないのか。
- 問2 みなし指定等の指定の有効期間が平成30年3月31までということだが、それ以降はどのような手続きになるのか。

#### 2 サービス全般・・・6p

- 問1 同一事業所内に保険者が異なる他市町村の利用者がいる場合、人員・設備・運営の基準はどのように考えるのか。また、指導監査はどこが所管するのか。
- 問2 総合事業に移行した方で、訪問介護と訪問看護など予防給付を併せて利用する場合、訪問介護は予防給付という整理か。

#### 3 定款・・・7p

- 問1 事業の目的として定款へ位置付ける際には事業名としてどのように記載するのが適切か。
- 問2 伊万里市所管の社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人ディサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必

要か。

問3 定款や運営規程の変更が必要となっているが、変更届出は必要か。

#### **4 運営規程・契約書等・・・8～9p**

問1 総合事業になり、運営規程や契約書を変更する必要があるのか。

必要な場合、どのような文言を使用するのが適切か。

問2 運営規程は介護とは別に総合事業単独でつくるのか。

問3 現在、「訪問介護及び介護予防訪問介護サービス利用契約書」としているが、その中に「総合事業」も含めた様式として差し支えないか。

問4 介護予防訪問介護を利用している利用者が、伊万里市訪問介護相当サービスを利用する事になった場合、契約書は改めて取り交わす必要があるのか。

問5 重要事項説明等の取扱いについては、従来と同じと考えてよいか。

#### **5 サービス事業所における計画書・・・9p**

問1 サービス計画書の作成方法、書式などは現行の介護予防サービスのものを流用し現行の方法で処理してよいのか。「事業対象者」など明記する必要はあるのか。

### **第3 介護予防ケアマネジメント・・・10～12p**

問1 認定有効期間の開始日が28年1月1日からの要支援者について、次のようなケースが想定されるが、「介護予防サービス計画」と「介護予防ケアマネジメント」どちらを作成することになるのか。

- ① 月により、総合事業のみの場合と、予防給付+総合事業の場合があるケース(通常は訪問サービス又は通所サービスのみで時々ショート利用する等)
- ② 総合事業のみの利用者が、月途中から用具レンタルすることになったケース、逆に用具レンタルをやめるケース

問2 介護支援専門員が作成する計画書の書式は何を使用するのか。

また、ケアマネジメントA、ケアマネジメントCの様式の違いはあるのか。

問3 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に実施する利用者の介護予防サービス・支援計画書については、共通する1枚を作成して流用する形でよいのか。

問4 「介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果記録表)」の支援計画の「サービス種別」の欄に、総合事業はどのように記載すればよいのか。

問5 介護予防サービス・支援計画書と同様に、経過記録も実行書式を流用してもよいのか、その場合、表現はどのようにすればよいか。

問6 居宅介護支援費の取扱件数の算出に関して、委託を受けた介護予防支援は受託件数×1/2件と数えますが、介護予防ケアマネジメントAも同様に数えるのか。または取扱

件数に入れないことになるのか。

問7 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのはどのような場合か。

#### **第4 その他**・・・13～14p

問1 住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供はどのようになるのか。

問2 総合事業のみ利用する場合で給付管理票が必要となるのは、指定事業者のサービスを利用する場合だけか。(支給限度額管理の対象ではないサービスのみ利用している場合、給付管理票は必要ないということによいか)。

問3 介護サービスの提供にかかる事故に対応する為、損害保険に加入しているが、その保険は適用になるのか。

問4 生活保護受給者が総合事業を利用する場合は自己負担か公費負担か。

問5 原子爆弾被害者に対する公費助成はどうなるか。

## 第 1 対象者と利用手続

問 1 予防給付と総合事業を利用する場合は介護予防サービス計画によりサービスの提供を行うが、訪問介護・通所介護は総合事業のサービスコードを使うという理解でよいか。

(答)  
貴見のとおりです。

問 2 事業対象者は「総合事業の対象者」という意味か。

(答)  
事業対象者の「事業」は総合事業の中の「サービス事業（第 1 号事業）」を指します。サービス事業の対象者としては、事業対象者のほかに、要支援者も含まれますので、ご注意ください。  
基本チェックリストを実施して基準に該当し、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を長寿社会課に提出した場合に、事業対象者の被保険者証が発行されます。

## 第2 伊万里市訪問介護相当サービス・伊万里市通所介護相当サービス

### 1 事業所の指定

問1 みなし指定の時点(平成27年4月1日)では他市町村の利用者がいなかった場合、他市町村の指定は受けていないという認識でよいか。また、その場合、今後他市町村の利用者を受け入れることになった場合に、当該市町村に新規申請を行わなければならないのか。

(答)

利用者の有無にかかわらず、みなし指定は全市町村に効力が及んでいます。

ただし、当該市町村が国の定める基準等と異なる取扱いをする場合は、届出等が必要になる場合がありますので、当該市町村のホームページ等でご確認ください。

問2 みなし指定等の指定の有効期間が平成30年3月31日までということだが、それ以降はどのような手続きになるのか。

(答)

みなし指定を受けた事業者等について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。(申請手続きについては、平成29年度にご案内します。)

伊万里市外の市町村の被保険者が利用している事業所については、当該他の市町村の指定更新も必要となります。

## 2 サービス全般

問1 同一事業所内に保険者が異なる他市町村の利用者がいる場合、人員・設備・運営の基準はどのように考えるか。また、指導監査はどこが所管するのか。

(答)

それぞれの保険者が規定する事業の基準を満たしていただく必要があります。

総合事業の移行時期、基準その他の内容、申請、届出の必要の有無など当該市町村のホームページや当該利用者を担当する地域包括支援センター等を通じて、情報収集をする必要があります。

また、指導監査については、それぞれ指定を行った市町村が行います。

問2 総合事業に移行した方で、訪問介護と訪問看護など予防給付を併せて利用する場合、訪問介護は予防給付という整理か。

(答)

違います。

認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者の訪問介護は、予防給付の利用の有無にかかわらず、総合事業のサービスとして提供します。

なお、総合事業と予防給付を併せて利用する場合に異なるのは、ケアマネジメントの類型(介護予防サービス計画か、介護予防ケアマネジメントか)です。

### 3 定款

問1 事業の目的として定款へ位置付ける際には事業名としてどのように記載するのが適切か。

(答)

介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことが適当であると考えます。

【例】「介護保険法に基づく第1号事業」

※ 定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。(株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。)

問2 伊万里市所管の社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人ディサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。

(答)

老人福祉法が改正され「老人居宅介護事業」の定義には「第1号訪問事業」、「老人ディサービス事業」の定義には「第1号通所事業」が含まれているため、この場合、定款の変更は必要ありません。

問3 定款や運営規程の変更が必要となっているが、変更届は必要か。

(答)

今回の変更については、届出の必要はありません。

## 4 運営規程・契約書等

問 1 総合事業になり、運営規程や契約書を変更する必要があるのか。  
必要な場合、どのような文書を使用するのが適切か。

(答)

運営規程や契約書については、提供するサービスが変わるため、変更の必要があると考えます。

事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

【例】「第 1 号訪問事業（伊万里市訪問介護相当サービス）」

「第 1 号通所事業（伊万里市通所介護相当サービス）」等

問 2 運営規程は介護とは別に総合事業単独でつくるのか。

(答)

別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。

問 3 現在、「訪問介護及び介護予防訪問介護サービス利用契約書」としているが、その中に「総合事業」を含めた様式として差し支えないか。

(答)

契約書の内容については、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業のサービスの内容も併せた契約書様式として差し支えないと考えます。

問 4 介護予防訪問介護を利用している利用者が、伊万里市訪問介護相当サービスを利用する場合、契約書は改めて取り交わす必要があるのか。

(答)

改めて取り交わすことが適当と考えます。

問 5 重要事項説明等の取扱いについては、従来と同じと考えてよいか。

(答)

従来の運営基準と同じく、サービスの提供に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得る必要があります。

**※利用契約書・重要事項説明書の参考例について**

今回参考例を示しておりますが、基本的には、契約書等については事業者と利用者の取り決めとなります。

したがって、それぞれ事業所ごとに介護保険法等を確認し、契約内容に不備がないよう、また、事業所運営に支障がないように作成していただき、総合事業の理解を深めていただきますようお願いいたします。

## 6 サービス事業所における計画書

問 1 サービス計画書の作成方法、書式などは現行の介護予防サービスのものを流用し現行の方法で処理してよいのか。

「事業対象者」など明記する必要があるのか。

(答)

総合事業に移行後にサービスを提供する場合には、サービス計画書の表題は、「介護予防サービス計画書」ではなく、「第 1 号訪問事業（訪問介護相当サービス）計画書」等に修正し、現行のものを流用して処理してください。

なお、計画書に要支援等の区分が記載されている場合には、新たに「事業対象者」の区分を設けてください。

### 第3 介護予防ケアマネジメント費

問1 認定有効期間の開始日が29年4月1日からの要支援者について、次のようなケースが想定されるが、「介護予防支援費」と「介護予防ケアマネジメント費」のどちらかを作成することになるのか。

- ① 月により、総合事業のみの場合と、予防給付＋総合事業の場合があるケース（通常は、訪問サービス又は通所サービスのみで時々ショート利用する等）
- ② 総合事業のみの利用者が、月途中から福祉用具レンタルをすることになったケース、逆に用具レンタルをやめるケース

(答)

- ① 総合事業のサービスのみを利用する月は介護予防ケアマネジメント費、予防給付と総合事業の両方のサービスを利用する月は介護予防支援費となります。そのため、月ごとにサービス内容に応じて、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費を選択して請求します。
- ② 月の中で1日でも予防給付のサービスを利用する場合は、その月は介護予防支援費として請求します。

問2 介護支援専門員が作成する計画書の書式は何を使用するのか。

(答)

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施する場合には、「介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果記録表）」を使用します。今まで使用している様式を使用することも可能です。

問3 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に実施する利用者の介護予防サービス・支援計画書については、共通する1枚を作成して流用する形でよいのか。

(答)

貴見のとおりです。

「介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果記録表）」は介護予防支援と介護予防ケアマネジメントともに使用する共通様式ですので、流用できます。介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に実施しても、計画書を作成しなす必要はありません。ただし、本人の状態変化等がある場合には、計画書の見直しを行なってください。

問4 「介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果記録表）」の支援計画の「サービス種別」の欄に、総合事業はどのように記載すればよいのか。

(答)

以下に挙げるサービスの名称を記載します。

- ・訪問介護相当サービス
- ・通所介護相当サービス
- ・短期集中サービス
- ・一般介護予防事業のうち、利用するサービスの名称

問5 介護予防サービス・支援計画書と同様に、経過記録も現行書式を流用しても良いのか。その場合、表題はどうすればよいか。

(答)

「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)経過記録」についても、現行様式の表題を「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録」と修正するか、またはそのまま使用して結構です。

問6 居宅介護支援費の取扱件数の算出に関して、委託を受けた介護予防支援は受託件数×1/2件と数えますが、介護予防ケアマネジメントAも同様に数えるのか。または取扱件数に入れないことになるのか。

(答)

介護予防ケアマネジメントの件数は居宅介護支援費の逓減制には含まれませんので、取扱件数には入れません。

問7 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのはどのような場合か。

(答)

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのは次の場合です。

- ① 当該利用者について、過去2か月以上、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、介護予防サービス・支援計画書を作成（アセスメント実施を含む。）した場合
- ② 要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合

一方、単に次のような場合は、初回加算を算定できません。

- 要支援者が更新をして総合事業のサービスを利用した場合
- 要支援者が事業対象者となった場合（又はその逆の場合）
- 予防給付のサービスを使うことになり介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合（又はその逆の場合）

## 第4 その他

問1 住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供はどのようなになるのか。

(答)

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村(以下「施設所在市町村」という。)が行います。したがって、他市町村の被保険者であっても、伊万里市に施設がある住所地特例対象者については、伊万里市の総合事業のサービスを提供します。

### 【住所地特例対象者に対して提供されるサービス】

	保険者市町村	施設所在市町村	利用できるサービス
①	給付	給付	給付
②	給付	総合事業	総合事業
③	総合事業	給付	給付
④	総合事業	総合事業	総合事業

また、27年4月から、総合事業の基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメントとともに、予防給付による介護予防支援について、施設所在市町村の地域包括支援センターが行なうことになりました。

介護予防支援又は介護予防マネジメントの実施に当たっては、被保険者証の住所欄を必ず確認してください(他市町村の被保険者証であっても、住所欄が伊万里市内であれば実施の対象となります。逆に、伊万里市の被保険証であっても住所欄が他市町村であれば、対象外となります)。

なお、要介護・要支援認定については、これまでどおり保険者市町村が行います。

問2 総合事業のみ利用する場合で給付管理票が必要となるのは、指定事業者のサービスを利用する場合だけか。(支給限度額管理の対象ではないサービスのみ利用している場合、給付管理票は必要ないということでしょうか)。

(答)

貴見のとおりです。

問3 介護サービスの提供にかかる事故に対応する為、損害保険に加入しているが、その保険は適用になるのか。

(答)

個別の契約内容によりますので、契約している保険会社に確認してください。

問4 生活保護受給者が総合事業を利用する場合は自己負担か公費負担か。

(答)

介護扶助費（公費負担）として、指定事業所によるサービス提供については、利用者の自己負担分について給付を行います。

問5 原子爆弾被爆者に対する公費助成はどうなるのか。

(答)

現行と同じく公費で負担します。